様式第９号（第１１条関係）

呉　　第　　号

　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　殿

呉市長　新原　芳明

（産業部商工振興課）

呉市地域産品開発支援事業補助金交付決定通知書

　 令和　　年　　月　　日付で交付申請のあった呉市地域産品開発支援事業補助金については，呉市地域産品開発支援事業補助金交付要綱第１１条の規定により，次のとおり交付することに決定したので通知します。

１　補助金の額　　　　金　　　　　　　　　　円

２　補助金の対象となる事業

３　補助金の交付の条件

　(1) 補助事業者は，補助事業が完了後，令和７年２月２８日までに，呉市地域産品開発支援事業補助金完了報告書に，次の書類を添えて提出すること。

ア　収支決算書

イ　補助対象経費の支払を証明する書類および本事業に係るものと確認できる書類の写し（仕様書，見積書，領収書，写真等）

　(2) 補助事業等に要する経費の配分又は補助事業等の内容を変更しようとするときは，市長の承認を受けること。

　(3) 補助事業等を休止し又は中止若しくは廃止しようとするときは，市長の承認を受けること。

　(4) 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき又はその遂行が困難になったときは，速やかに市長に報告し，その指示を受けること。

　(5)　国，県，その他地方公共団体等の補助金を受けていることが判明した場合は，補助金の交付の決定を取り消し，既に補助金を受領している補助事業者は速やかに取り消された金額を返還すること。